

介護保険負担限度額認定制度について

1 介護保険負担限度額認定制度とは

本制度は、所得の低い方が次の施設へ入所・入院又はショートステイを利用する際の食費・居住費を軽減する制度です。なお、グループホームや有料老人ホーム等は軽減施設の対象外です。

- (1) 特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム（特養・地域密着特養）
- (2) 老人保健施設（老健）
- (3) 介護療養型医療施設（療養病床）
- (4) 介護医療院

2 制度の対象者

対象者は、次の条件をすべて満たす方になります。

- (1) 本人及びその配偶者（内縁関係も含む）が市民税非課税であること
 - (2) 本人と住民票上、同一世帯である方が市民税非課税であること
 - (3) 資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えていないこと
- ※認定後、資産が上記金額を超えた場合、対象外となりますので、ご連絡ください。

3 申請に必要な書類

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書※1（町田市HPに様式と記入例があります）
※1 本人及び代理申請者の印鑑（シャチハタ不可）の押印が必要です（後見人の場合は本人印不要）。
- (2) 申請時の添付書類

資産種類	提出書類	必要なページ等
預貯金 定期預金	通帳の写し ※2	銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ
		直近2か月以内の預金残高がわかるページ
		年金がある方は、振り込まれていることが確認できるページ
		※通帳が複数ある場合は、全て提出が必要です
現金（タンス預金）	-	自己申告のため資料不要
その他資産※3	通帳以外の写し	投資信託や有価証券、金・銀などは、名義人がわかるページ
		直近2か月以内の取引金額・時価評価額がわかるページ
負債	借用書の写し	本人又は配偶者名義であることがわかるページ
		貸付額、返済期限、署名、捺印があるページ

※2 インターネット銀行等の場合は、残高証明書等でもかまいません。

※3 生命保険等や不動産、動産、貴金属等は資産に該当しません。ただし、定期預金と同じ性質し
か有さない生命保険等は預貯金と同等と見なす場合があります。

4 有効期間と更新 7月末までが有効期間なので毎年更新申請が必要になります

(1) 有効期間

介護保険の認定を持っている方：申請月の1日※4から次の7月31日まで

介護保険の認定を持っていない方：認定を受けた日※4から次の7月31日まで

※4 月をまたがっての遡り認定はできません。対象施設利用の際は忘れずに申請してください。

(2) 更新申請

更新のお知らせは、利用している施設や担当のケアマネジャーから制度の対象となる方へ、制度内容に関する説明とともに行います。また、町田市ホームページにて例年6月中旬に更新のお知らせを公開します。公開後、受付を開始します。8月31日までに更新申請を行えば、認定期間が切れることなく、サービスをご利用できます。ご確認の上、介護保険課、施設又は市内高齢者支援センターへ申請していただくようお願いいたします。

(3) 町田市ホームページでの掲載場所

トップページ>医療・福祉>介護保険>介護保険サービスの費用負担>施設入所時の食費・居住費を軽減する制度

(<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/hutan/hutangendogaku.html>)

5 利用者負担段階

利用者 負担段階	負担限度額（日額）		段階の判断要件		
	居住費（滞在費）			食費	
第1段階	多床室		300円	<ul style="list-style-type: none"> ・本紙2（制度の対象者）に該当かつ ・生活保護又は老齢福祉年金受給者 	
	従来型	特養・地域密着特養			320円
	個室	老健・療養型等			490円
	ユニット型	個室的多床室			490円
個室		820円			
第2段階	多床室		390円	<ul style="list-style-type: none"> ・本紙2（制度の対象者）に該当かつ ・本人の前年の年金収入金額＋その他の合計所得金額※5－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下の者※6 	
	従来型	特養・地域密着特養			420円
	個室	老健・療養型等			490円
	ユニット型	個室的多床室			490円
個室		820円			
第3段階	多床室		650円	<ul style="list-style-type: none"> ・本紙2（制度の対象者）に該当かつ ・本人の前年の年金収入金額＋その他の合計所得金額※5－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円を超える者※6 	
	従来型	特養・地域密着特養			820円
	個室	老健・療養型等			1,310円
	ユニット型	個室的多床室			1,310円
個室		1,310円			
第4段階 (非該当)	居住費（滞在費）と食費は入所先の施設が設定している金額になりますので、利用する施設へご確認ください		<ul style="list-style-type: none"> ・本紙2（制度の対象者）に非該当 		

※5 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金所得金額を引いた金額です。

※6 分離譲渡所得に係る特別控除とは、土地や建物を売却した際に発生する特別控除のことです。

6 第4段階（非該当）でも軽減（特例減額措置）を受けられる場合があります

(1) 以下の条件をすべて満たす方が**第3段階**の取扱いになります

- ①本紙1の(1)～(3)の施設へ**入所・入院**している（ショートステイは対象外）
- ②住民票上の世帯構成員の数が**2名以上**（別世帯の配偶者も数に含める）
- ③世帯員及び配偶者の現金、預貯金、有価証券等の合計額が**450万円以下**
- ④世帯員及び配偶者がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に**利用しうる資産を有していないこと**
- ⑤世帯員及び配偶者が介護保険料を**滞納していないこと**
- ⑥世帯員及び配偶者の年間収入から施設利用における1年分の利用者負担（介護費、食費、居住費）※7を引いた額が**80万円以下**であること

※7 金額は施設ごとに異なります。施設との契約書や重要事項説明書等でご確認ください。
また、計算する際の食費・居住費は、制度非該當時の施設設定額になります。

(2) 申請に必要な書類（①～③は町田市HPに様式と記入例があります）

- ①介護保険負担限度額認定申請書（特例減額措置）
- ②特例減額における収入及び預貯金等申告書
- ③同意書（特例減額措置）
- ④収入状況を証明する書類（世帯員及び配偶者）

必要な書類（2018年1月2日以降に町田市へ転入された方のみ必要）	
収入がわかるもの	源泉徴収票の写し

- ⑤資産状況を証明する書類（世帯員及び配偶者）

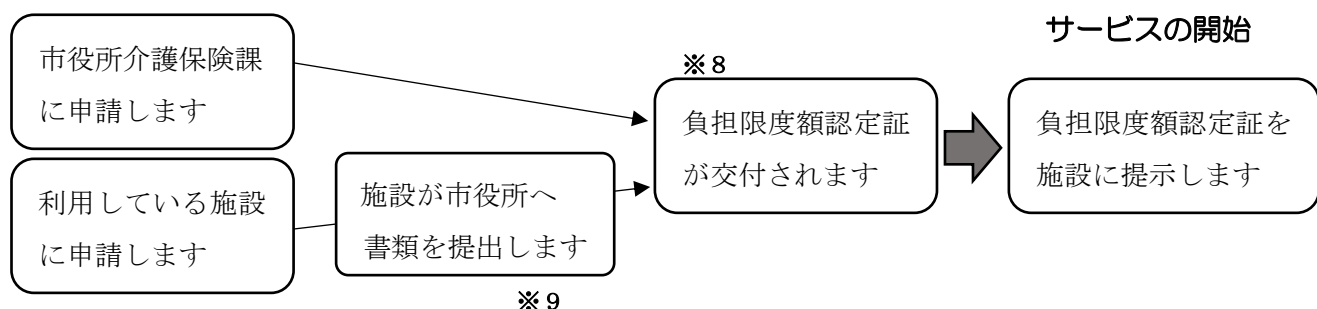
本紙3の(2)申請時の添付書類と同じ

- ⑥施設の費用、入所・入院状況を証明する書類

提出書類	必要なページ
重要事項証明書の写し	介護費負担、食費、居住費の金額が明記されているページ
契約書の写し	施設と利用者の契約状況がわかるページ

7 申請から認定までの流れ

申請方法は2通り



※8 新規申請の場合は交付まで約2週間かかります。更新申請の場合は別途送付日を設けます。詳しくは更新の時期に町田市ホームページに掲載します。

※9 市に届くまで時間がかかる場合がありますが、施設への提出日を受付日として取扱います。

8 注意点

- (1) 申請に書類不備等があった場合は、連絡を差し上げることがありますので、必ず連絡がつく電話番号を記入してください。また、書類不備や所得情報（非課税年金等）を確認できないことにより、結果通知の発送に時間がかかる場合がございますのでご了承ください。
- (2) 申請に書類不備等があり、訂正を依頼した日から1か月以上訂正がない場合は、申請を取下げたと判断し、申請書を返送いたします。ご了承ください。
- (3) 虚偽の申告により不正にサービス費の軽減を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、軽減された額及びその最大2倍の額を返還していただくことがあります。
- (4) 官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の機関に対し、預貯金等の残高について照会をかけた結果、一定金額（単身の場合1,000万円、夫婦世帯の場合2,000万円）を超えていた場合、認定開始日まで遡り、4段階に更正される場合があります。
- (5) 2018年7月から介護保険負担限度額認定申請書を提出する際に、原則、個人番号の記載が必須となります。
- (6) 本紙「介護保険負担限度額認定制度について」は次年度の申請まで大切に保管してください。

9 申請先（郵送可）

町田市役所介護保険課給付係（〒194-8520 町田市森野2-2-22）

入所・入院又は利用している施設（町田市内施設のみ）、市内高齢者支援センター

※市内高齢者支援センターは持参のみとなります。

高齢者支援センター名	担当エリア	所在地	電話番号（市外局番042）
堺第1	相原町	相原町2373-1（老人保健施設サンシルバー町田内）	770-2558
堺第2	小山町、小山ヶ丘、上小山田町	小山ヶ丘1-2-9（特別養護老人ホーム美郷内）	797-0200
忠生第1	図師町、下小山田町、忠生、矢部町、小山田桜台、常盤町、根岸町、根岸	下小山田町3580（ふれあい桜館1階）	797-8032
忠生第2	山崎町、山崎、木曾町、木曾西、木曾東（都営木曾森野アパートを除く）、本町田の一部（公社住宅町田木曾）	山崎町2200（福音会木曾山崎事業所内）	792-1105
鶴川第1	小野路町、野津田町、金井、金井町（藤の台団地を除く）、大蔵町、薬師台	薬師台3-270-1（特別養護老人ホーム第二清風園内）	736-6927
鶴川第2	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴、広袴町、真光寺、真光寺町、鶴川	能ヶ谷3-2-1（鶴川地域コミュニティ1階）	737-7292
町田第1	原町田（都営金森1丁目アパートを除く）、中町、森野、旭町、木曾東の一部（都営木曾森野アパート）	森野4-8-39（特別養護老人ホームコモンズ内）	728-9215
町田第2	本町田（公社住宅町田木曾を除く）金井町の一部（藤の台団地）南大谷の一部（公社住宅本町田）	本町田2102-1（本町田高齢者在宅サービスセンター内）	729-0747
町田第3	玉川学園、南大谷（公社住宅本町田を除く）、東玉川学園	玉川学園3-35-1（玉川学園高齢者在宅サービスセンター内）	710-3378
南第1	南町田、鶴間、小川、つくし野、南つくし野	南町田5-16-1（特別養護老人ホーム芙蓉園内）	796-2789
南第2	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、原町田の一部（都営金森1丁目アパート）	金森東3-18-16（特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内）	796-3899
南第3	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台	西成瀬2-48-23	720-3801